

弁理士制度見直しの方向性について

1. 知的財産をめぐる環境変化

近年の大きな社会変革を踏まえ、令和 7 年(2025 年) から令和 12 年(2030 年) 頃を見据えて、来るべき社会像と価値の生み出し方や、それを支える知的財産(以下「知財」という。) システムについて、中長期の展望及び施策の方向性を示す「知的財産戦略ビジョン」が平成 30 年 6 月に知的財産戦略本部によって公表された。この「知的財産戦略ビジョン」では、技術をベースとした知的創造サイクルの基盤確立から、よりユーザー目線に立った価値デザイン社会¹の実現を目指す戦略へのシフトが提唱されている。

「知的財産戦略ビジョン」で掲げた価値デザイン社会の実現に向けて令和元年 6 月に公表された「知的財産推進計画 2019」では、知財戦略の課題の一つとして、経営と知財の結びつきの不足が指摘されている。その課題を踏まえた新たな戦略における重要施策の一つとして、地方・中小の知財戦略強化支援や農林水産分野(以下「農業分野」という。) の知財政策促進を含む知財保護基盤の強化が取り上げられている。

令和 2 年 5 月に公表された「知的財産推進計画 2020」においても、引き続き、知財活動を通じて中小企業のイノベーションを推進するための支援の強化や、農業分野における知的財産の保護・活用の取組の強化が取り上げられている。

また、令和 2 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、講ずべき施策の 1 つとしてグローバルマーケットの戦略的な開拓が掲げられており、具体的な方策として、農林水産物・食品の輸出促進と知的財産等の保護・活用を図ることが挙げられている。

以上のように、我が国は、地域経済の担い手である中小企業や農業分野における知財の保護や促進に取り組んでいる。実際、中小企業における知財の重要性は年々高まっており、中小企業による国内への特許や商標の出願は増加傾向にあり(2019 年/2015 年変動率で、特許が 9.9%増、商標が 47.1%増)、海外への特許出願も増加している(2018 年/2014 年変動率で 9.6%増)²。また、農業分野においては、国内における品種登録出願件数は停滞傾向にある³ものの、海外への品種登録出願件数は、中国・韓国を中心に増加傾向にある⁴。

弁理士は、知財に関する専門家として、知財の適正な保護及び利用の促進その他の知財制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資すること

¹ 多様な個性が能力を発揮しながら、様々な新しい価値を創出して発信し、共感を得る社会。

² 参考資料 2 P. 1

³ 参考資料 2 P. 2

⁴ 参考資料 2 P. 3

を使命としており（弁理士法第 1 条）、中小企業や農業分野における知財の保護や促進においても、知財に関する専門家として十分な役割を果たすことが期待されている。

大企業とは異なり、中小企業や農業分野では知財に明るい内部人材が乏しいことが多いため、弁理士が上記期待に応えるためには、知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな総合的なサービスを提供することができる資質・能力を弁理士が備えていることが求められる。また同時に、これまで弁理士との関わりの少なかった中小企業や農林水産業者（以下「農業者」という。）が容易に安心して弁理士に相談できる環境を整備することも求められる。

以上のことから、弁理士・弁理士制度への期待は、以下の 3 つの観点に集約できる。

- （１）中小企業への対応
- （２）農業分野への対応
- （３）相談しやすい環境の整備

2. 具体的な検討事項

上記 1. の整理に基づき、今般の弁理士制度小委員会では、上記 3 つの観点について、次の方向性で議論を進めてはどうか。

（１）中小企業への対応

①中小企業が抱える課題

一部の中小企業では知財経営・知財ミックスの実践が進んでいるものの、知財活用の経営戦略における位置づけが明確化されていない中小企業が依然として多い。また、中小企業は、発明の発掘・深掘りや知財分析に課題があると感じており、加えて、昨今では知財を取り巻く新たな情勢（人工知能、IoT、コロナ等）への対応も求められている⁵。

このように、知財活動全般（知財の保護・活用、知財戦略の構築等）に課題を抱える中小企業が依然として多いといえる。

②弁理士へのニーズと課題

（ア）中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の知財総合支援窓口が受け

⁵ 参考資料 2 P. 4～5

た中小企業支援全般に関する相談のうち、弁理士が対応した件数は増加している⁶。しかし、特許庁の調査（平成 31 年 3 月実施）によれば、中小向けの売上高又は業務時間のいずれかが全体売上高又は全体業務時間の過半数を超えている弁理士（以下、「中小企業に強い弁理士」という。）の割合は全体の約 17%であり、中小企業支援に注力している弁理士の数が多いとはいえない。

特許庁の調査（令和 2 年 5 月実施）によれば、中小企業に強い弁理士が行う中小企業対応業務のうち、約 3 割は出願代理以外の業務であり、当該弁理士が対応している相談業務の中では「権利化の可能性に関する相談」が最も多い⁷。また、当該調査によれば、経営課題に関する経営層との相談業務について、中小企業の弁理士への満足度は約 70%となっているが、この業務を弁理士に依頼している割合自体は約 8%である。さらに、中小企業の特許出願前の弁理士への相談業務に関して、5 年前に比べて相談量や満足度が増加した中小企業は多い一方、約 22%の中小企業は当該業務を依頼していない⁸。

「経営や事業を踏まえた知財推進」について弁理士に依頼するには、弁理士のスキル向上が必要であるとの指摘がなされている⁹。また、中小企業支援機関（各地方局、自治体）に対する特許庁の調査（令和 2 年 5 月実施）によれば、これらの機関も、弁理士に知財コンサル能力を期待している。

弁理士に期待される能力の強化に関しては、平成 26 年本小委員会報告書¹⁰においても、「実践的な研修を含めた研修の多様化」という項目で、知的財産マネジメントまで含めた中小企業支援能力を担保するような研修の必要性が示されており、これを踏まえ、コンサルティング能力強化に係る研修の拡充が行われた。しかし、弁理士に対する特許庁の調査（令和 2 年 5 月実施）によると、弁理士の 55%が知財コンサル能力に課題を感じており、そのうち 70%はその能力を身に付けたいと考えているが、知識経験の身に付け方や、そういった場がないといった点に課題を感じている。

以上のように、中小企業は経営や事業を踏まえた幅広い業務を弁理士に期待しており、弁理士には中小企業の期待に応えるための能力強化が求められているといえる。

（イ）弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

上記（ア）のとおり、中小企業が弁理士を利用している割合は少なく、また、

⁶ 参考資料 2 P. 6

⁷ 参考資料 2 P. 7

⁸ 参考資料 2 P. 8

⁹ 参考資料 2 P. 9

¹⁰ 産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」（平成 26 年 2 月）

特許庁の調査（令和 2 年 5 月実施）において、中小企業支援機関からは、更なる弁理士スキルに見える化や中小企業支援弁理士のリスト化の期待が示されている。このことから、弁理士へのアクセス性やマッチング機能の改善が求められているといえる。

この課題に関しても、平成 26 年本小委員会報告書において、「弁理士に対するアクセスの改善」という項目でアクセス性向上の方向性が示された結果、INPIT「知財総合支援窓口」への弁理士の定期的な配置や、日本弁理士会が提供する弁理士検索サービス（弁理士ナビ）における弁理士の研修受講歴の見える化が行われ、上記窓口に配置された弁理士の業務については、利用者の約 8 割が満足している。しかし、産業財産権を出願した中小企業の約 5 割が「知財総合支援窓口」を認知しておらず¹¹、また、上述のような中小企業支援機関からの期待等を踏まえると、中小企業の弁理士へのアクセス性やマッチング機能は依然として十分とはいえない。

（ウ）中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化

中小企業支援機関からは、自身と弁理士の連携に加え、金融機関、商工会議所等、中小企業支援に関与する他機関・他専門家と弁理士との連携強化を望む声が上がっている。また、中小企業支援経験のある弁理士からも、そのような他機関・他専門家との連携強化を要望する声が上がっている。

③検討事項

上記②を踏まえ、以下の点について検討すべきではないか。

（ア）中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化

（イ）弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

（ウ）中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化

（２）農業分野への対応

①農業者が抱える課題

伝統的に、新たに開発された農業技術、種苗そのほかの新資材は、秘匿することなく積極的に万民に共有されるべきという考えがあり、知財は商品や名称を「箔付け」するためのものにすぎないと誤解されることも多い。そのため、知財が権利保護の道具であるという意識が希薄であり、適切な知財保護が行えていない¹²。また、育成者権や商標権などの各知財権が、それぞれ異なる利益

¹¹ 参考資料 2 P. 4

¹² 参考資料 2 P. 10

を保護していることを十分理解していない結果、十分な権利活用も行えていない。

このように、農業者の知財に対する意識は全体的に低いという課題がある。

②弁理士へのニーズと課題

(ア) 農業分野における弁理士（業務）への認知度の向上

知財を保有する農業者に対する特許庁の調査（令和2年5月実施）によると、当該農業者の弁理士利用率は6割を超えており、弁理士を活用して知財の取組を進めている。一方、知財に関する外部専門家として弁理士を利用しなかった農業者に対し、その理由を調査したところ、弁理士資格自体知らないと回答した者が一定数いる¹³。このように、農業者の弁理士業務への認知度向上が課題となっている。

(イ) 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

上記特許庁の調査では、弁理士を利用しなかった理由として、近くに弁理士がいなかった、どの弁理士に依頼してよいか分からなかったということも挙げられている¹⁴。このことからすると、農業者の弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上が課題となっている。

(ウ) 農水知財を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

農業者が弁理士に依頼したい理由としては、知財を扱う専門家、出願から権利化まで一括対応可能、複数の知的財産について一括して対応可能という点が上位に挙げられている¹⁵。実際、農業者に対する特許庁の調査（令和2年5月実施）によると、農業者が複数種類の知財の取得にあたって助言を受けた知財専門家のうち、弁理士は5割を占めている。また、農水省の海外出願支援事業（植物品種等海外流出防止総合対策事業）において、平成24年度から令和元年度までに海外出願件数752件中480件を特許業務法人・特許事務所が代理している¹⁶など、農業分野での海外展開に関して弁理士の支援実績が既にあり、弁理士には、海外展開も見据えた上で、農水知財（育成者権、地理的表示）を含む複数種類の知財を組み合わせた総合的な活用、いわゆる知財ミックスに関するサービスを十分に提供できる資質や能力が求められているといえる。

しかしながら、農水知財を扱える弁理士は少なく、例えば、日本弁理士会が

¹³ 参考資料2 P. 11

¹⁴ 参考資料2 P. 11

¹⁵ 参考資料2 P. 12

¹⁶ 参考資料2 P. 3

提供する弁理士検索サービス（弁理士ナビ）には 14,261 件¹⁷の登録があるものの、そのうち、専門分野に種苗法を含むのは登録全体の約 1 %（163 件）にすぎない。

以上より、弁理士には、農業者の期待に応えるための能力強化が求められているといえる。

③検討事項

上記②を踏まえ、以下の点について検討すべきではないか。

- （ア）農業分野における弁理士（業務）への認知度の向上
- （イ）弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上
- （ウ）農水知財を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

（３）相談しやすい環境の整備

①弁理士への相談に関する環境的な課題

知財を取り巻く環境は変化し続けており、中小企業や農業者に限らず、これまで弁理士と接点のなかった事業者等が、知財の専門家である弁理士を利用したいと考える機会は、今後も増加していく可能性が高い。一方、弁理士を利用した経験のない事業者にとっては、弁理士にどのような内容を相談できるのか、また、相談によってどのような結果が得られるのか明らかでなく、相談を持ち込むことに心理的ハードルが存在すると考えられる。そのような心理的ハードルを下げ、どのような事業者でも安心して弁理士に相談できる環境作りが求められているといえる。

上記（１）及び（２）で言及したように、中小企業や農業者が弁理士に相談しやすい環境を整えるため、弁理士へのアクセス性を改善することが求められているが、このアクセス性を高める前提として、中小企業や農業者を含む、弁理士と接点のなかった又は少なかった事業者等が安心して弁理士に相談しやすい環境を整えることが必要である。

②検討事項

上記①を踏まえ、以下の点について検討すべきではないか。

- （ア）弁理士を利用した経験のない事業者でも相談しやすい環境の整備

（以上）

¹⁷ 同じ弁理士が主たる事務所と従たる事務所で重複登録されている場合を含む。